

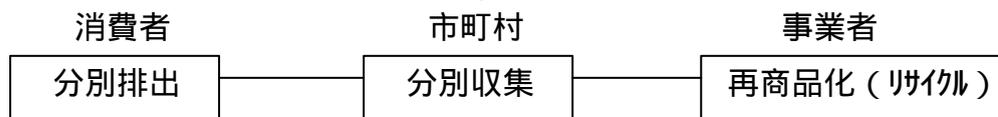
# 第1章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律概要 (容器包装リサイクル法の概要)

## 1. 法律の背景及び必要性

我が国では、国民の生活様式の多様化、消費意識の変化によりごみの排出量が増加し続けている。このため、一般廃棄物の最終処分場が逼迫しており、その残余年数は僅かであり(平成12年度環境省推定値:12.2年)、また新規最終処分場の確保についても、用地確保の点などから困難となっている。一方、家庭ごみのうち「容器包装廃棄物」は、容積比で約6割を占めていることから(環境省調べ)、「容器包装廃棄物」を「資源」へと甦らせるために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布された。

## 2. 基本的考え方は市町村、消費者、事業者の役割分担

容器包装リサイクル法によるリサイクルシステムは、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。



## 3. 対象となる容器包装及び対象事業者

### (1) 対象となる容器包装

#### 容器包装の定義

商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるもの。基本的には、すべての容器包装が対象。

ここで容器とは、商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれ、また、包装とは、商品を包む「もの」のこと。

#### 対象となる容器包装

- ・ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)
- ・ペットボトル(飲料又はしょうゆ用)
- ・紙製容器包装(飲料用紙製容器(アルミニウム利用のもの及び段ボール製のものを除く)及び段ボール製の容器包装を除く)
- ・プラスチック製容器包装(ペットボトル(飲料またはしょうゆ用)を除く)
- ・鋼製容器包装
- ・アルミニウム製容器包装
- ・段ボール製容器包装
- ・飲料用紙製容器(アルミニウム利用のもの及び段ボール製のものを除く)

(注1) 鋼製容器包装、アルミニウム製容器包装、飲料用紙製容器(アルミ

二ウム利用のもの及び段ボール製のものを除く)、段ボール製容器包装は、市町村が分別収集した段階で有償又は無償で譲渡できることがあきらかなため、再商品化義務の対象外。

(注2)「主として...製」とは、容器包装に係る素材の構成について、重量比で最も大きな比率を占める素材を指す。

(注3)容器包装リサイクル法では、対象となる容器を「特定容器」、また対象となる包装を「特定包装」と規定。

## (2) 対象事業者

### 対象事業者

#### ア) 特定容器利用事業者

農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業に該当する業務を行っており、その販売する商品について特定容器を用いる事業者（輸入業者を含む）。

#### イ) 特定容器製造等事業者

特定容器の製造等の事業を行う者（輸入業者を含む）。

#### ウ) 特定包装利用事業者

農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業に該当する業務を行っており、その販売する商品について特定包装（包装紙等）を用いる事業者（輸入業者を含む）。

上記、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者をまとめて「特定事業者」という。

### 適用除外者

- ・商業、サービス業を主に営む事業者については、常時使用する従業員の数が5人以下で、かつ年間の総売上高が7千万円以下の事業者。
- ・その他の業種の事業者については、常時使用する従業員の数が20人以下で、かつ年間の総売上高が2億4千万円以下の事業者。

### 委託・受託関係にある場合の義務対象者【第4章参照】

容器包装の使用量、リサイクルの容易さ、リサイクルに要するコスト等を実質的に決定することとなる容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等の要素を指示したものが、原則として再商品化の義務者となる。

委託の形態			再商品化義務者
特定容器 (包装)利用 事業者とな る者	充填委託	充填のみを委託するもの	委託者
	プライベート ブランド等	商品(中身)の調達と充填を併せて 委託するもの	委託者が素材 等を指示した 場合は委託者 それ以外は 受託者
	販売委託	充填と第三者に対する販売を併せ て委託するもの	
	輸入委託	容器包装に入れ又は包まれた商品 の輸入を委託するもの	
特定容器製 造等事業者 となる者	特定容器を用いる事業者以外の者からの委託		同上
	特定容器を用いる事業者からの委託		受託者

(3) 施行状況

平成 7年 6月	成立・公布
12月	第1段階施行（基本方針、再商品化計画、指定法人関係）
平成 8年 6月	第2段階施行（分別収集計画関係）
平成 9年 4月	本格施行（再商品化事業開始） 対象品目：ガラスびん（無色、茶色、その他色）ペットボトル リサイクル義務を負う企業：大企業
平成12年 4月	完全施行 対象品目：上記に加え紙製容器包装 及びプラスチック製容器包装 リサイクル義務を負う企業：上記に加え中小企業（ただし、小規模企業は対象から除外）

対象品目及び事業者の推移

	平成9年度	平成12年度
大企業	ガラスびん、ペットボトル	ガラスびん、ペットボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
中小企業		ガラスびん、ペットボトル
		紙製容器包装、プラスチック製容器包装
小規模企業	適用除外	

《小規模企業》

業種	製造業等	業種	商業、サービス業
売上高	2億4千万円以下	売上高	7千万円以下
従業員数	かつ20名以下	従業員数	かつ5名以下

#### 4. 基本方針、再商品化計画及び分別収集計画の策定

##### (1) 基本方針の策定

主務大臣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定し、平成8年3月25日に公表した（平成13年5月25日改正）。

##### (2) 再商品化計画の策定

主務大臣は、基本方針に即して、市町村の分別収集した分別基準適合物の再商品化に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、公表する。

第1期；ガラス製容器とペットボトルの再商品化可能量等について、平成9年度から平成13年度までの5年間の計画を平成8年5月17日に告示（ペットボトルについては、再商品化能力の増大に伴い計画の変更を実施）。

第2期；ガラス製容器、ペットボトルに加え、紙、プラスチック製容器包装の平成12年度から平成16年度までの5年間の再商品化計画を策定、平成11年7月28日告示。

第3期；平成15年度から平成19年度の5年間の再商品化計画を策定、平成14年11月29日告示

##### 《再商品化見込量》

（単位：千ト）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
ガラス製容器	630	630	630	630	630
無色	270	270	270	270	270
茶色	200	200	200	200	200
その他色	160	160	160	160	160
ペットボトル	292	311	315	317	319
紙製容器包装	313	505	505	505	505
プラスチック製容器包装	591	655	776	835	892

##### (3) 容器包装廃棄物の分別収集に関する措置

市町村は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、都道府県に提出する。市町村は、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければならない。

都道府県は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して、容器包装廃棄物の分別収集の促進に関する計画（5年間の計画）を3年ごとに策定し、環境大臣に提出するとともに公表する。平成9年度を始期とする5年間の計画（第1期分別収集計画）及び平成12年度を始期とする5年間の計画（第2期分別収集計画）に続き、平成15年度を始期とする第3期分別収集計画が平成14年11月29日に告示。

## 《分別収集見込量》

(単位：千ト)

	H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	H 1 9 年度
ガラス製容器	1,000	1,025	1,044	1,065	1,082
無 色	431	442	451	460	467
茶 色	372	381	387	395	401
その他色	197	202	206	210	214
ペットボトル	214	229	243	259	273
紙製容器包装	148	165	190	207	222
プラスチック製容器包装	487	628	752	854	917

容器包装廃棄物を排出する者は、市町村の定める基準に従い、当該容器包装廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

## 5．容器包装の分別基準

## (1) 市町村の分別基準（環境省令）

- ・ 10 t車1台分程度の量が集まっていること
- ・ 圧縮されていること
- ・ 他の素材の容器包装や容器包装以外の異物が混入していないこと
- ・ 洗浄されていること 等

## (2) 保管施設の設置基準（主務省令）

- ・ 施設の数については、概ね人口30万人ごとに1カ所（人口30万人未満の市町村等にあつては、1カ所）。
- ・ 再商品化施設との輸送距離等を勘案して設置。

## 6．容器包装に係る再商品化に関する措置

## (1) 特定事業者の義務

特定事業者は、その使用又は製造等する容器包装に係る特定分別基準適合物について、その使用量又は製造量に応じて、(2)の算定方式により算定された再商品化義務量の再商品化(リサイクル)をしなければならない。(再商品化については【第2章参照】)

なお、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者との間の義務量の分担比率は、業種ごとに特定容器を用いた商品の販売額と当該特定容器の販売額の比率を基礎として主務大臣が定める率とする。

## (2) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定【第5章参照】

特定事業者は、特定分別基準適合物ごとに再商品化義務量を算定。

ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）及び飲料又はしょうゆ用のペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の4素材ごとに、主務大臣が公表する業種ごとの再商品化義務量等を用いて、以下の算定式により算定する。

《算定式》

個々の特定事業者 の再商品化義務量	=	業種ごと <sup>1</sup> の 再商品化義務量 (主務大臣が公表)	×	$\frac{\text{《個々の特定事業者が算定》個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (A)2容器包装廃棄物の排出見込量(主務大臣が公表)}}$
----------------------	---	---	---	--

1 業種とは：「業種」とは、容器包装が利用される事業の属する業種あるいは容器が製造されて販売される対象業種のことをいう。よって、ある事業者の行う「主たる業種ごと」という意味ではない。具体的には、食料品製造業、清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業、酒類製造業等に業種分けされ、複数に所属することがある。

2 (A)：個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込み量 (A)

また、個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込み量 (A) は以下の2通りの算定式により求められる。容器包装リサイクル法では、自主算定を原則としているが、{自ら又は他者への委託により回収する量及びその他容器包装廃棄物として排出されない量}が算出されない事業者は、簡易算定により求めることができる。

自主算定方式

(A) =	当該年度において 販売する商品に用 いる又は製造等す る容器包装の量 《個々の特定事業者が算定》	-	( 当該量のうち 自ら又は他者 への委託によ り回収する量 )	+	( その他容器 包装廃棄物 として排出 されない量 )
-------	--	---	--	---	--------------------------------------

簡易算定方式

(A) =	当該年度において販売する 商品に用いる又は製造等す る容器包装の量 《個々の特定事業者が算定》	×	容器包装廃棄物比率( ) (主務大臣が公表)
-------	--	---	---------------------------

### (3) 事業者の再商品化義務履行等の方法

#### 指定法人ルート【第5章参照】

特定事業者は、自らの再商品化義務量の再商品化を7.に規定する指定法人に委託し、当該委託契約に基づく債務を履行した場合は、再商品化をしたものとみなされる。

具体的には、特定事業者は、再商品化義務量に指定法人への再商品化委託単価を乗じて得た再商品化委託料金を、指定法人との委託契約に基づいて支払えば、再商品化義務は履行されたこととなる。

#### 《平成15年度再商品化委託単価》

・ガラス製容器（無色）	3.0円/kg
・ガラス製容器（茶色）	5.7円/kg
・ガラス製容器（その他色）	8.6円/kg
・ペットボトル	64.0円/kg
・紙製容器包装	25.2円/kg
・プラスチック製容器包装	76.0円/kg

#### 自主回収【第6章参照】

特定事業者は、販売店のルート等を通じて自ら容器包装廃棄物を回収し、リサイクルなどを行う場合、当該回収に係る量を再商品化義務量から控除することができる。

（注）回収方法が主務省令で定める回収率（おおむね90%）を達成するものとして、主務大臣の認定を受けた容器包装（リターナブルびん等）については、回収されない分を含めて再商品化義務が免除される。

#### 独自ルート

特定事業者は、主務大臣の認定を受けて、自ら又は7.に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化を行うことができる。

### (4) 帳簿の記載義務【第5章参照】

特定事業者は、特定容器を用いた商品の販売量等、主務省令で定める事項を帳簿に記載し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

なお、次に該当する事業者等は、記載義務の対象から除外される。

#### 小規模事業者【第1章3(2)参照】

再商品化義務の対象とならない特定容器のみを利用又は製造等している者

## 7. 指定法人

主務大臣は、民法第34条の規定による法人であって、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化を適正かつ確実に行うことができる者として、平成8年10月31日に、『財団法人日本容器包装リサイクル協会』を容器包装リサイクル法に基づく指定法人として指定している。

#### 《指定法人の業務内容》

・特定事業者から委託を受けて、市町村が分別基準適合物とした容器包装廃棄物の再商品化を行う。なお、再商品化については、指定法人から再商品化事業者にさらに委託して実施される。

## 8. その他

### (1) 廃棄物処理法の特例（法第37条）

指定法人、独自ルートの認定を受けた特定事業者、又はこれらの者の委託を受けて指定法人等が行う分別基準適合物の再商品化を行う者については、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理業の許可を不要とする等、廃棄物処理法の特例を設けている。

### (2) 再商品化に要する費用の価格への反映（法第34条）

国は、再商品化費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

### (3) 再商品化により得られた物の利用義務等（現行「再生資源利用促進法」とのブリッジ規定）（法第36条）

分別基準適合物の再商品化により得られた物を利用することができる事業を行う者等は、現行「再生資源利用促進法」で定めるところにより、これを利用する義務等を課せられるものとする。

### (4) 関係事業者その他利害関係者からの意見聴取（透明性の確保）（法第44条）

主務大臣は、再商品化義務量に係る比率等を定め、又は指定法人に係る再商品化業務規程等の認可をするに当たり必要と認める場合には、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものとする。